

肝付町

第5期障害福祉計画

第1期障害児福祉計画



平成30年3月

鹿児島県 肝付町

肝付町 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

目次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象者	3
5 計画の策定体制	3
(1) 肝付町障害福祉計画策定委員会	3
(2) 行政内部の連携体制	3
(3) アンケート調査	3
第2章 障害者を取り巻く現状と課題	
1 人口	4
2 障害者の現状	6
(1) 障害者数（手帳所持者数）の推移	6
(2) 身体障害者手帳所持者	7
(3) 療育手帳所持者	9
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者	11
3 障害児の保育・教育状況	13
(1) 保育所における障害児数	13
(2) 特別支援学級（固定）在学者数（知的障害）	13
4 アンケート調査について	14
(1) アンケート調査実施概要	14
(2) 障害者（18歳以上）のアンケート概要	15
(3) 障害児（18歳未満）のアンケート概要	20
第3章 第5期障害福祉計画	
1 計画の目標	24
2 成果目標	25
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	25
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）	25
(3) 地域生活支援拠点等の整備	26
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	27
(5) 障害児支援の提供体制の整備等（新規）	28
3 障害福祉サービスの見込み（活動指標）	29
(1) 訪問系サービス	29
(2) 日中活動系サービス	31
(3) 居住系サービス	34
(4) 相談支援	35

4	地域サービス支援事業の見込量	36
(1)	理解促進研修・啓発事業	36
(2)	自発的活動支援事業	36
(3)	相談支援事業	37
(4)	成年後見制度利用支援事業	37
(5)	成年後見制度法人後見支援事業	38
(6)	意思疎通支援事業	38
(7)	手話奉仕員養成研修事業	39
(8)	移動支援事業	39
(9)	地域活動支援センター機能強化事業	40
(10)	任意事業	40
5	サービス見込量確保のための方策	41
(1)	訪問系サービス	41
(2)	日中活動系サービス	41
(3)	居住系サービス	41
(4)	相談支援	41
第4章	第1期障害児福祉計画	
1	成果目標	42
(1)	障害児支援の提供体制の整備等（再掲）	42
2	障害福祉サービスの見込み（活動指標）	43
3	サービス見込量確保のための方策	45
第5章	計画の推進体制	
1	計画推進のために	46
2	計画の点検・管理体制	46
資料編		
1	相談支援	47
2	障害者手帳	49
3	福祉用具等	52
4	肝付町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針	54

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成18年4月に施行された障害者自立支援法に基づく「第1期肝付町障害福祉計画」の策定から、3年ごとに見直しを重ね、「第4期肝付町障害福祉計画」の策定まで、障害のある人もない人も、すべての人が人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けて、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

国においては、平成24年に障害者虐待防止法、平成25年には障害者総合支援法が施行され、障害者に難病患者が加えられました。また、平成28年には、障害者への差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供を求める障害者差別解消法が施行され、平成30年には、障害者総合支援法、児童福祉法の改正の施行で、障害者の望む地域生活の支援や、障害児支援のニーズの多様化への対応等が図られます。

このような国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、「第5期肝付町障害福祉計画」と「第1期肝付町障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

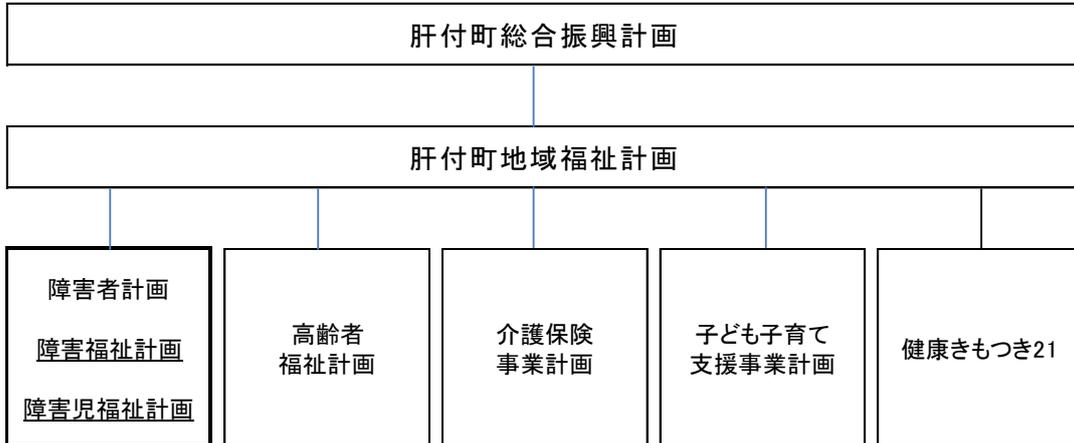
「第5期肝付町障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として、障害福祉サービス等の量の見込みや障害福祉サービス確保のための方策、地域生活支援事業の実施体制などについて示した計画です。また、「第1期肝付町障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画として、障害児の地域生活を支援するための福祉サービス等の見込みを設定するとともに、障害児通所支援等を提供するための体制などについて示した計画です。

表 計画の根拠法令と性格

	第2期障害者計画	第5期障害福祉計画	第1期障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項 (平成23年8月5日一部改正)	障害者総合支援法第88条 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法第33条の20 (平成30年4月1日施行)
性格	障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障害児支援の提供体制を確保するための計画

本計画は、本町の障害者施策の基本指針である「第2期肝付町障害者計画」との整合性を図りながら策定し、上位計画にあたる「肝付町総合振興計画」をはじめ「肝付町地域福祉計画」や保健福祉行政に関する計画との調和、整合性を踏まえて策定します。

表 計画の位置づけ



3 計画の期間

市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画とも3年ごとの計画策定が基本計画において定められています。本計画における両計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

表 計画の期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障害福祉計画	第4期			第5期			第6期		
障害児福祉計画				第1期			第2期		
障害者計画	第2期								

4 計画の対象者

この計画の対象者は、身体障害、知的障害、精神障害のある方、及び難病等により障害福祉のサービスを利用されている方です。

障害者とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者、精神保健及び障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者を含む)のうち18歳以上の方をいい、また、障害児とは、児童福祉法第4条2項に規定する障害児をいいます。

5 計画の策定体制

(1) 肝付町障害福祉計画策定委員会

本計画の策定に当たっては、関係団体の代表者、行政関係代表者、有識者等の代表者からなる「肝付町障害福祉計画策定委員会」を設置し、審議・検討を行います

(2) 行政内部の連携体制

本計画の策定は、障害者福祉に係わる福祉課を主管課とし、庁内関係課と連携を図り、検討・調整を行います。

(3) アンケート調査

本計画の策定は、障害者を中心に住民の意見等が十分に反映されることが望まれることから、計画策定の初期段階において、障害者等の現状や意向などを把握するためのアンケート調査を行い、広く意見等を聴取し、計画策定に反映させます。

第2章 障害者を取り巻く現状と課題

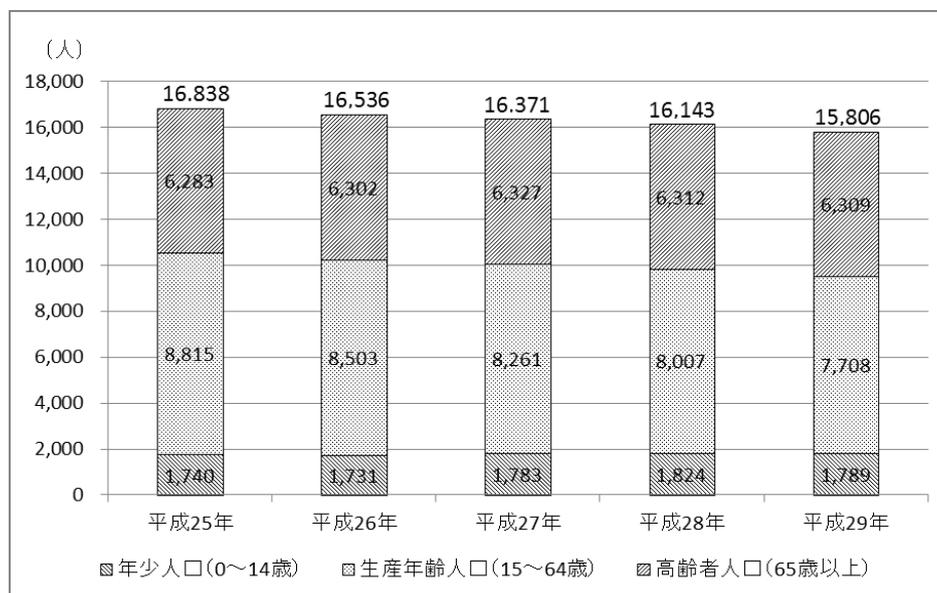
1 人口

本町の人口は、15,806人（平成29年11月1日現在）で、「年少人口（0～14歳）」1,789人、「生産年齢人口（15～64歳）」7,708人、「高齢者人口（65歳以上）」6,309人となっており、平成25年と比較すると、1,032人の減少となっています。

年齢3区分人口では、「年少人口（0～14歳）」は、平成26年から平成28年にかけて増加し、平成29年は前年より35人の減少となっています。「生産年齢人口（15～64歳）」は平成25年から減少傾向が続いており、平成29年は平成25年から1,107人の減少となっています。「高齢者人口（65歳以上）」は平成25年から平成27年にかけて増加し、平成27年から平成29年にかけて減少しています。また、年齢3区分人口割合では、「年少人口」と「高齢者人口」は増加傾向、「生産年齢人口」は減少傾向にあります。

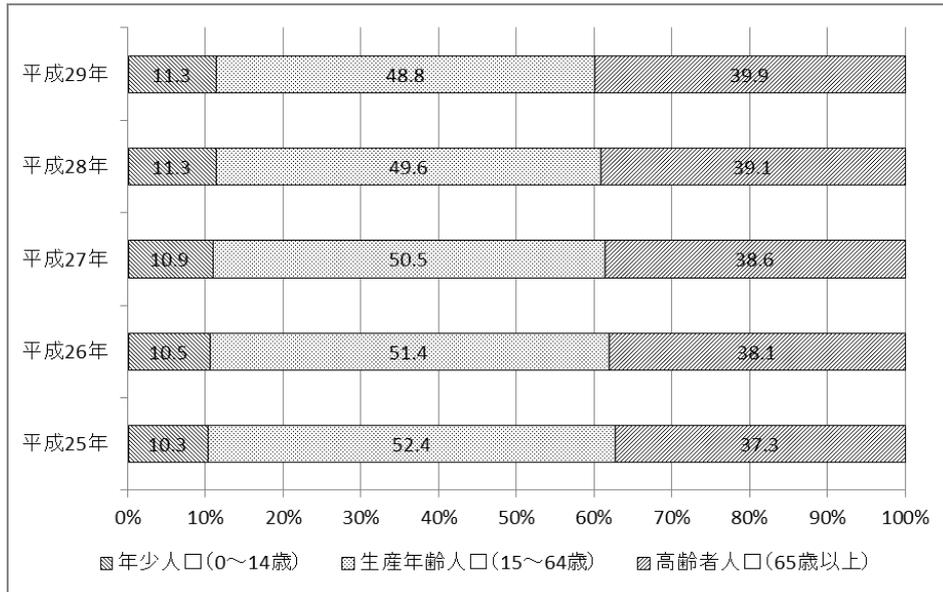
平成29年11月1日現在の人口構成では、男女ともに65～69歳の年齢階層の人口が多くなっています。

図 年齢3区分人口



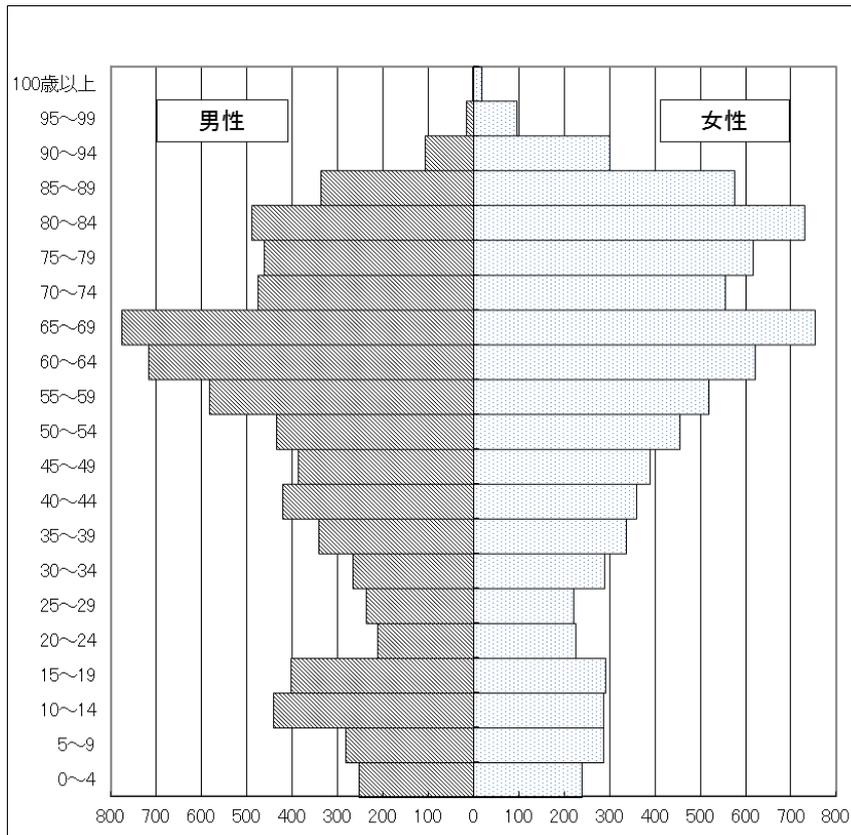
資料：肝付町役場

図 年齢3区分人口割合



資料：肝付町役場

図 人口構成



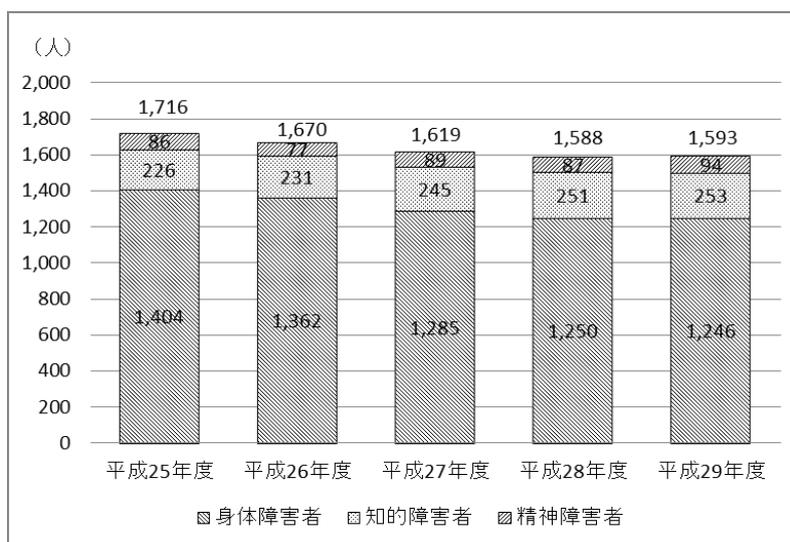
資料：肝付町役場平成 29 年 11 月 1 日

2 障害者の現状

(1) 障害者数（手帳所持者数）の推移

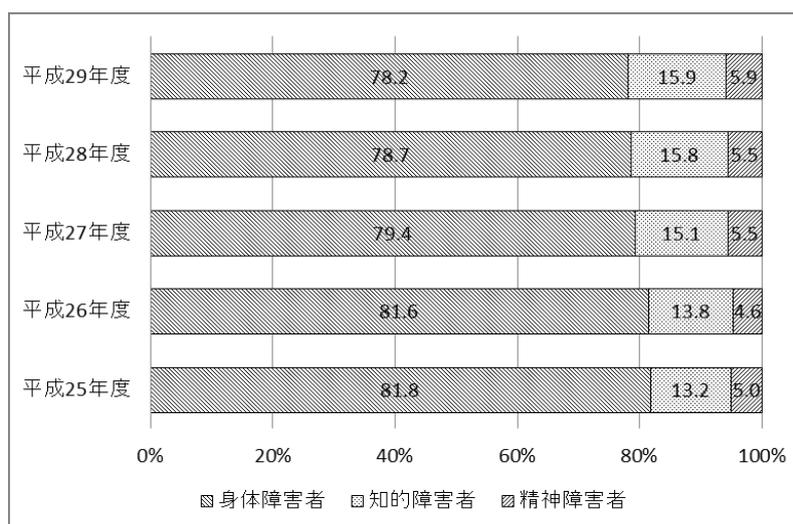
本町の障害者数は、平成29年11月1日現在で、「身体障害者」1,246人、「知的障害者」253人、「精神障害者」94人の計1,593人となっており、全人口の10.1%にあたります。平成25年度から平成28年度まで減少傾向にありましたが、平成29年度は平成28年度より5人増加しています。

図 障害者数（所持手帳別）



資料：肝付町役場

図 障害者数（所持手帳別）割合



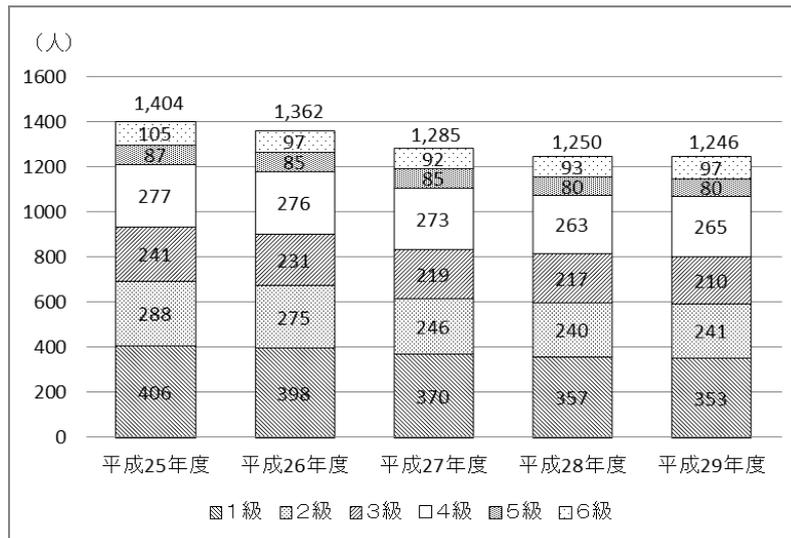
資料：肝付町役場

(2) 身体障害者手帳所持者

① 身体障害者手帳所持者数（障害の等級別）の推移

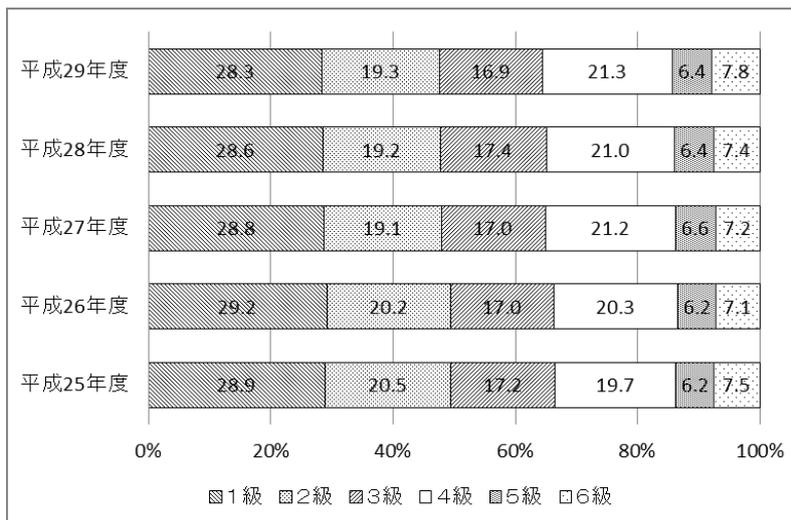
本町の身体障害者の等級別所持者数は、平成29年11月1日現在で、「1級」353人、「2級」241人、「3級」210人、「4級」265人、「5級」80人、「6級」97人の計1,246人となっており、平成25年度から減少傾向にあります。平成25年度から構成比に大きな変化はありません。

図 身体障害者手帳所持者数(障害の等級別)



資料：肝付町役場

図 身体障害者手帳所持者数(障害の等級別)割合

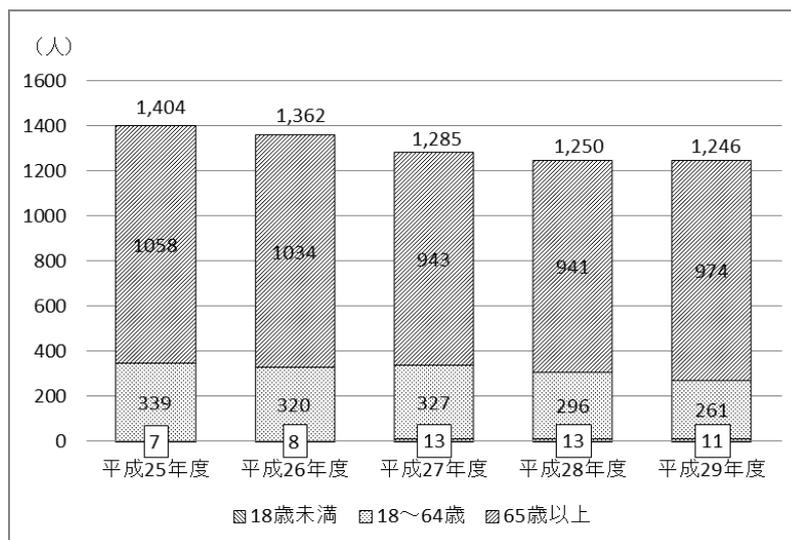


資料：肝付町役場

② 身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移

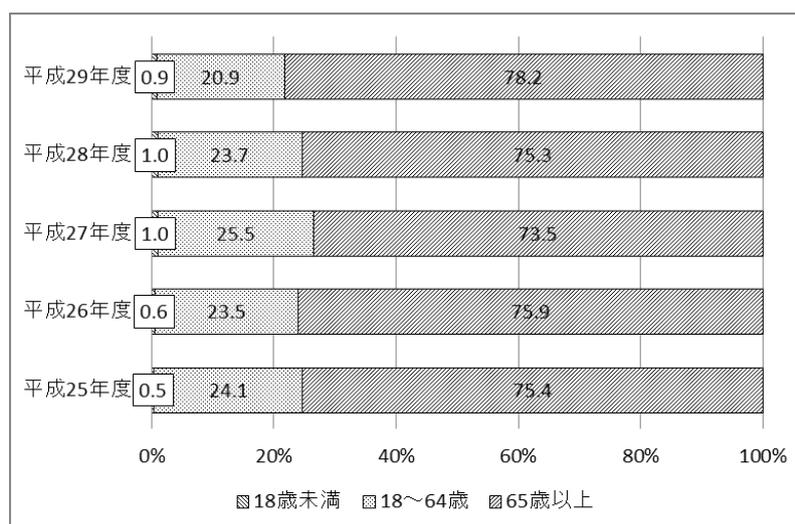
本町の身体障害者の年齢別所持者数は、平成29年11月1日現在で、「18歳未満」11人、「18～64歳」261人、「65歳以上」974人となっています。平成27年度から「18歳未満」、「18～64歳」は減少傾向にありますが、「65歳以上」では、平成29年度に平成28年度より33人増加しています。

図 身体障害者手帳所持者数（年齢別）



資料：肝付町役場

図 身体障害者手帳所持者数（年齢別）割合



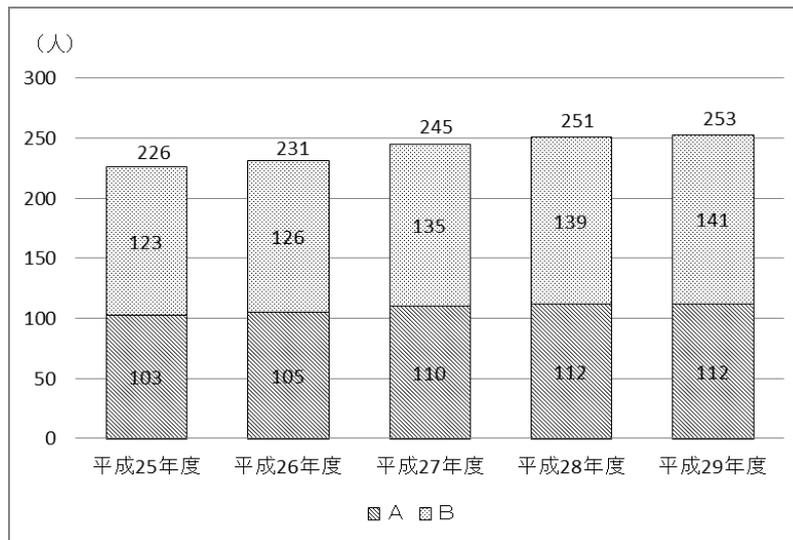
資料：肝付町役場

(3) 療育手帳所持者

① 療育手帳所持者（障害の等級別）の推移

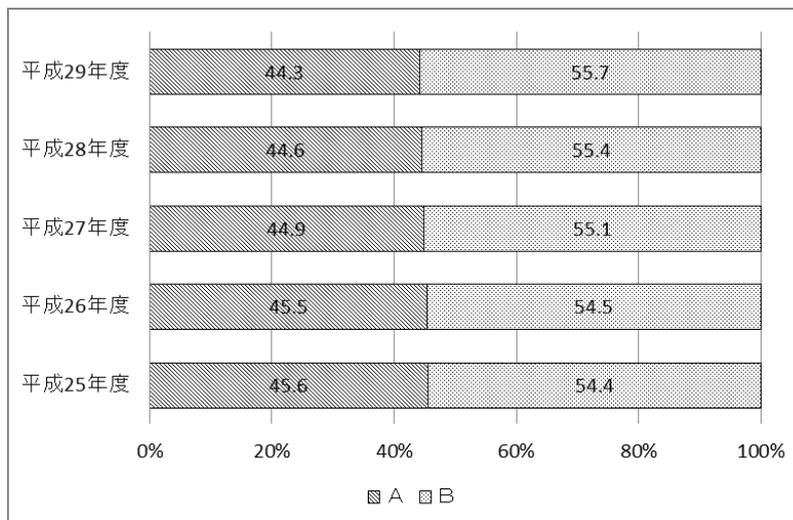
本町の療育手帳の等級別所持者数は、平成29年11月1日現在で、「A」112人、「B」141人の計253人となっています。平成25年度から、「A」は9人、「B」は18人増加し、総数では27人の増加となっています。

図 療育手帳所持者（障害の等級別）



資料：肝付町役場

図 療育手帳所持者（障害の等級別）の割合

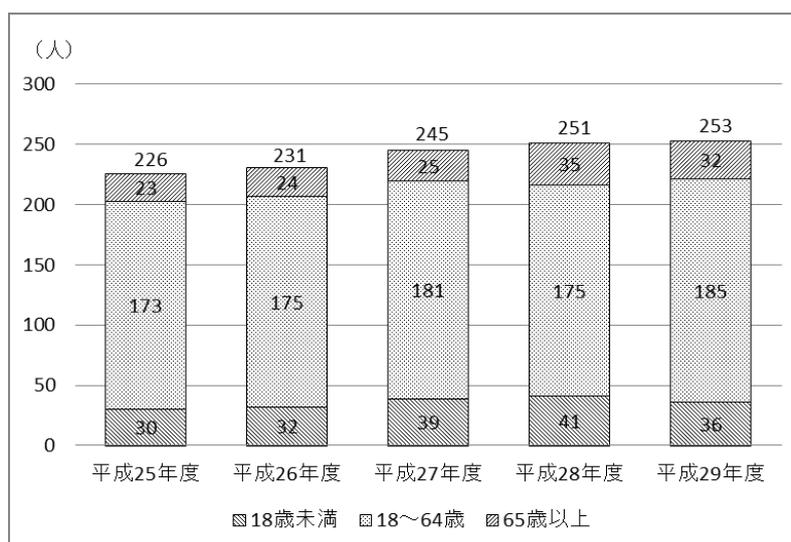


資料：肝付町役場

② 療育手帳所持者（年齢別）の推移

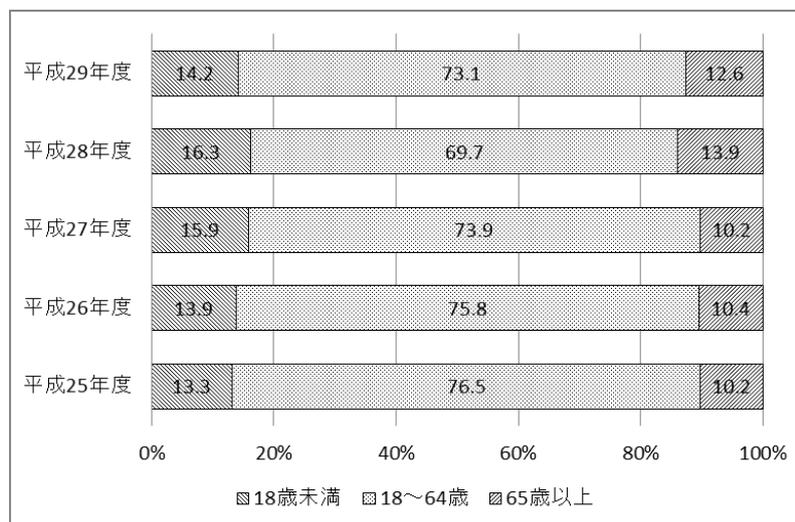
本町の療育手帳の年齢別所持者数は、平成29年11月1日現在で、「18歳未満」36人、「18～64歳」185人、「65歳以上」32人となっています。平成25年度から、「18歳未満」は6人、「18～64歳」は12人、「65歳以上」は9人の増加となっています。

図 療育手帳所持者（年齢別）



資料：肝付町役場

図 療育手帳所持者（年齢別）割合



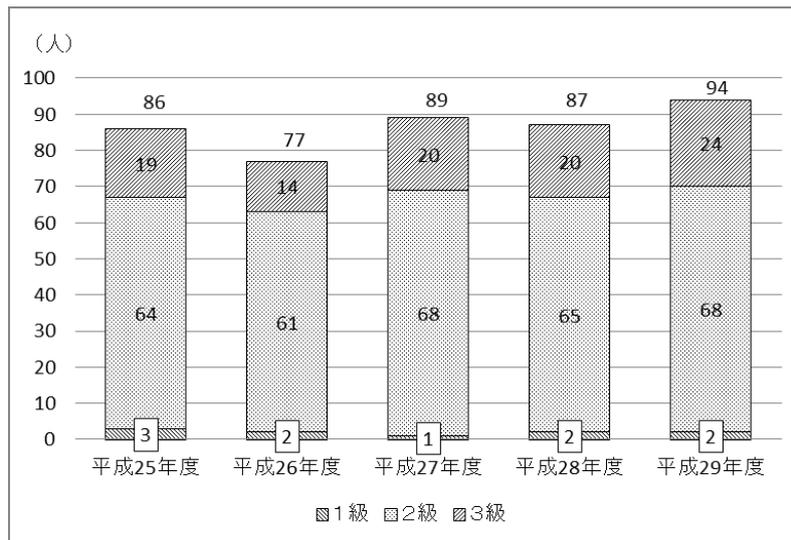
資料：肝付町役場

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害の等級別）推移

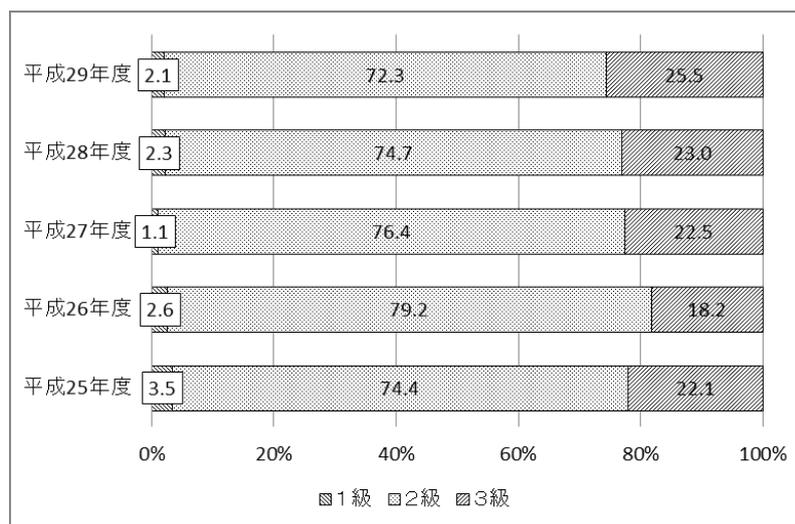
本町の精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数は、平成29年11月1日現在で、「1級」2人、「2級」68人、「3級」24人の計94人となっています。平成25年度から、「2級」、「3級」は増減を繰り返しており、平成29年は総数では5年間で最大となっています。

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数(障害の等級別)



資料：肝付町役場

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数(障害の等級別)割合

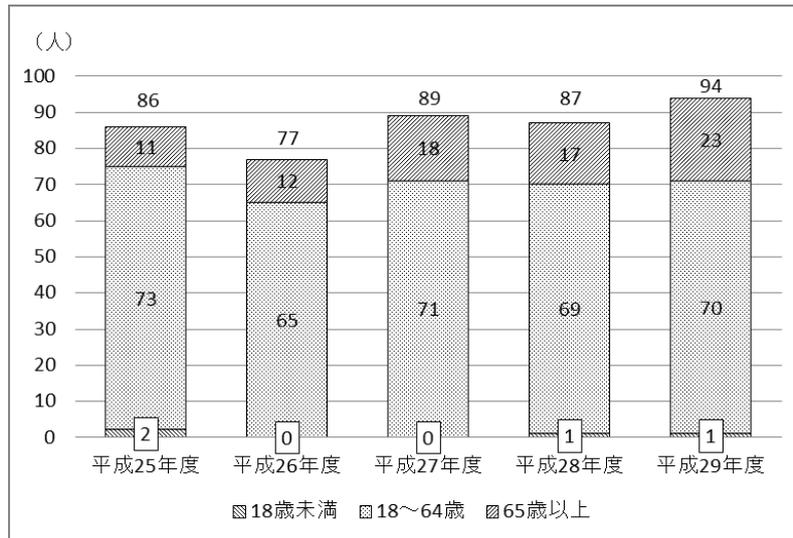


資料：肝付町役場

② 精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）推移

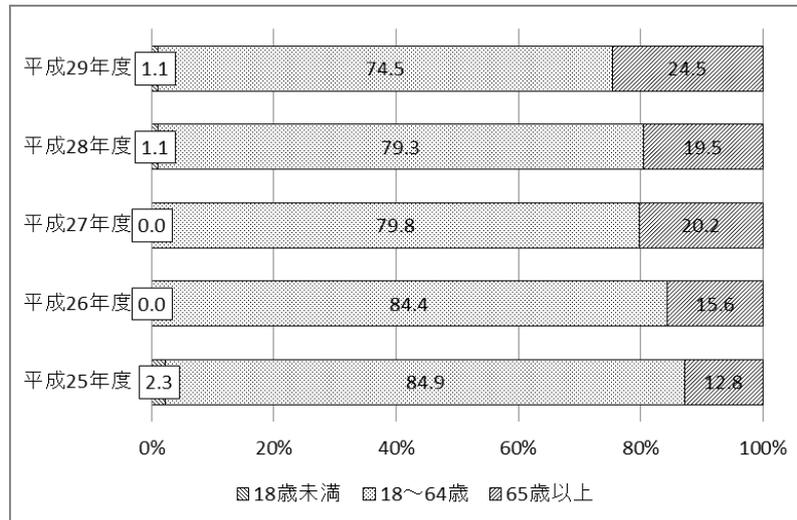
本町の精神障害者保健福祉手帳の年齢別所持者数は、平成29年11月1日現在で、「18歳未満」1人、「18～64歳」70人、「65歳以上」23人となっています。「65歳以上」は平成29年度に平成25年度12人増加しており、全体の24.5%を占めています。

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）



資料：肝付町役場

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）割合



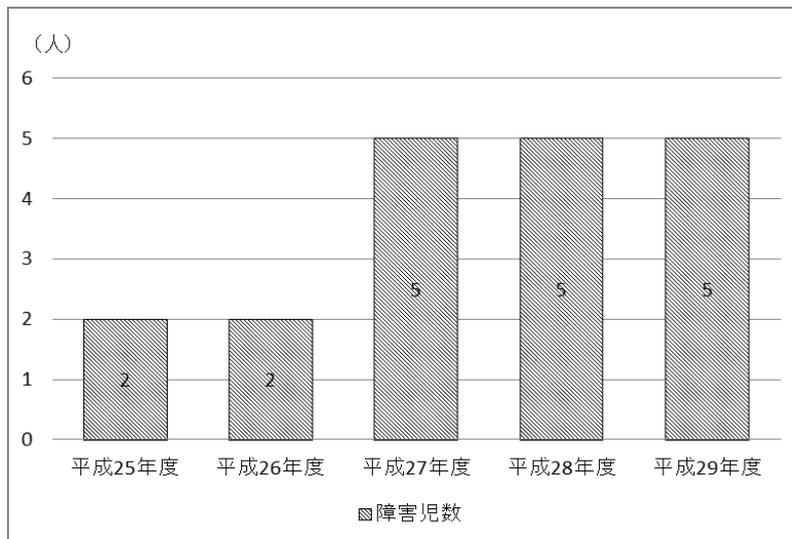
資料：肝付町役場

3 障害児の保育・教育状況

(1) 保育所における障害児数

本町の保育所における障害児数は、平成 29 年 11 月 1 日現在で、5 人となっています。平成 25 年度より 3 人増加しています。

図 保育所における障害児数

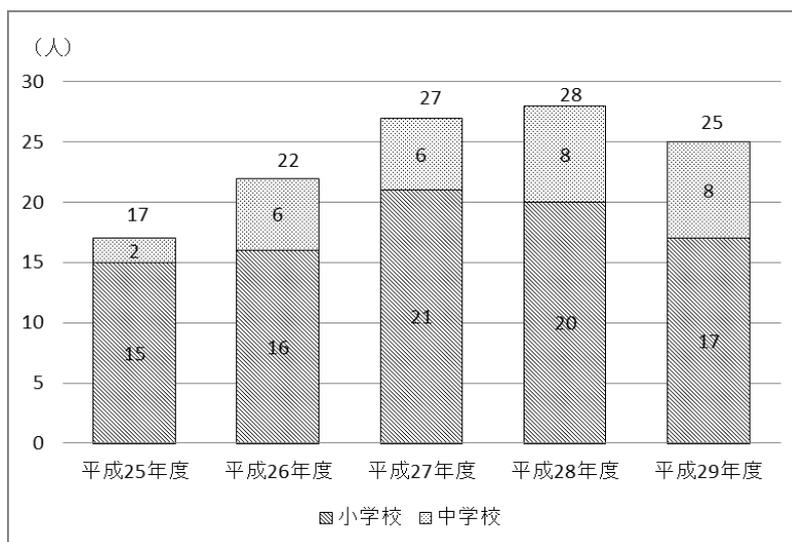


資料：肝付町役場

(2) 特別支援学級（固定）在学者数（知的障害）

本町の特別支援学級在学者数は、平成 29 年 11 月 1 日現在で、「小学校」17 人、「中学校」8 人の計 25 人となっており、平成 25 年度より 8 人増加しています。

図 特別支援学級在学者数



資料：肝付町役場

4 アンケート調査について

本計画の策定に向け、アンケート調査を実施しました。その概要を示します。

(1) アンケート調査実施概要

表 障害者（18歳以上）のアンケート概要

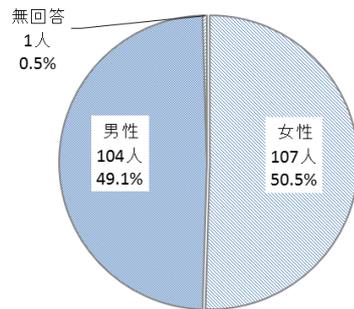
目的	福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向等を把握し、計画策定や基礎資料とするため
実施期間	平成29年10月
対象者数	肝付町内の500人
調査実施方法	発送方法：郵送 回収方法：郵送
回収率	42.4%（回収調査票数212／実施調査票数500）
主要調査項目	■対象者の生活状況 ■福祉サービスに対する意識 ■福祉サービス情報の入手先

表 障害児（18歳未満）のアンケート概要

目的	福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向等を把握し、計画策定や基礎資料とするため
実施期間	平成29年10月
対象者数	肝付町内の50人
調査実施方法	発送方法：郵送 回収方法：郵送
回収率	50.0%（回収調査票数25／実施調査票数50）
主要調査項目	■対象者の生活状況 ■福祉サービスに対する意識 ■福祉サービス情報の入手先

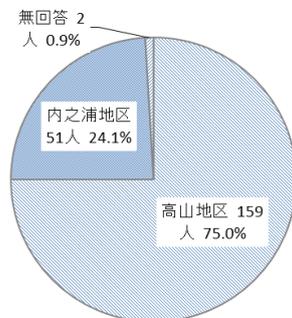
(2) 障害者（18歳以上）のアンケート概要

① 性別



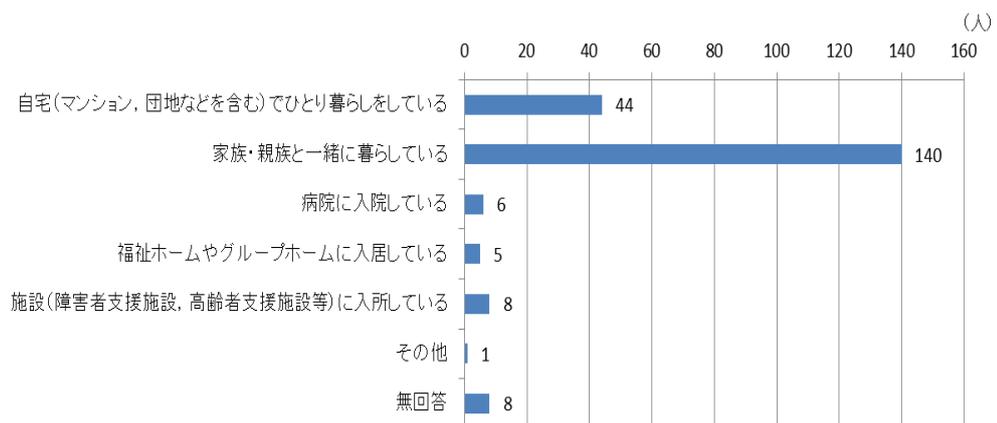
回答者の性別では、「男性」が104人で49.1%、「女性」が107人で50.5%となっています。

② 住んでいる地域



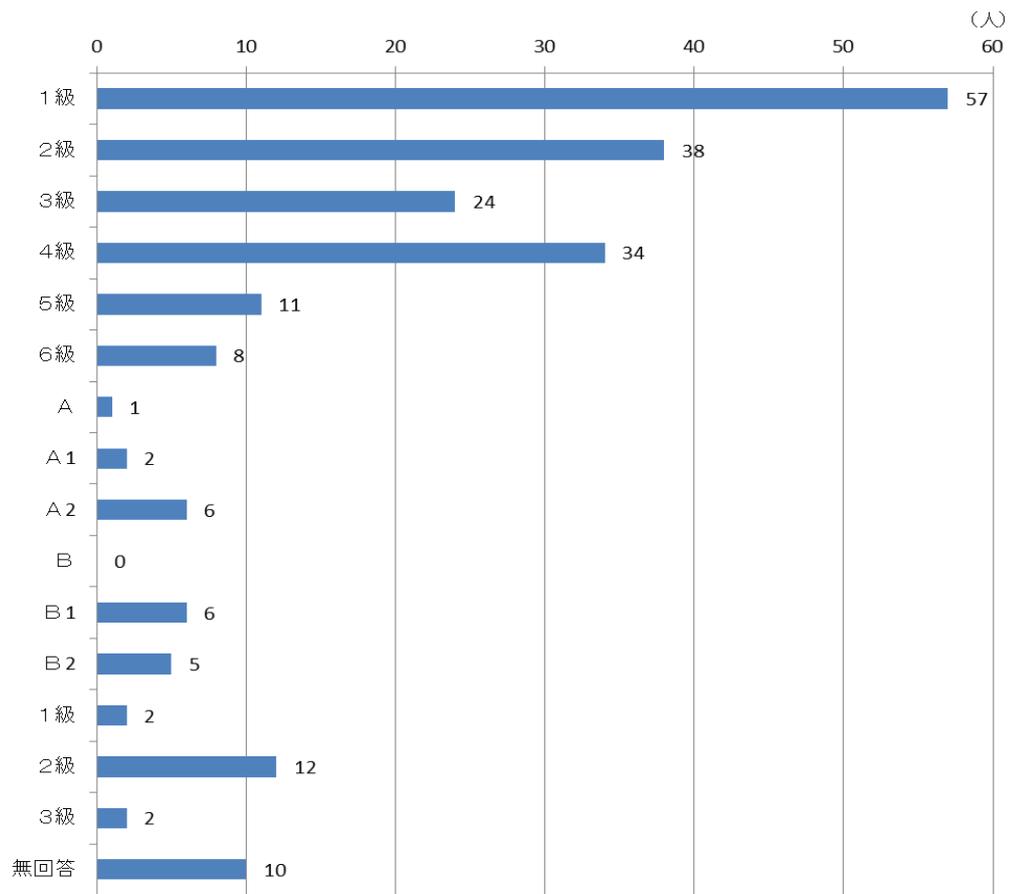
回答者の住んでいる地域は、「高山地区」が159人で75.0%、「内之浦地区」が51人で24.1%となっています。

③ 生活スタイル



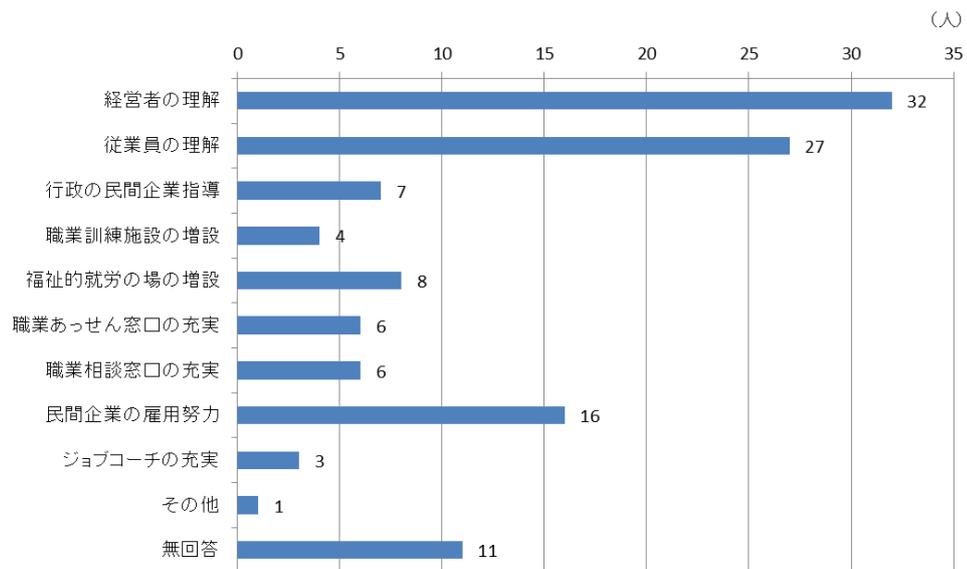
「家族・親族と一緒に暮らしている」が140人で最も多く、「自宅(マンション, 団地などを含む)でひとり暮らしをしている」が44人となっています。

④ 障害等級について



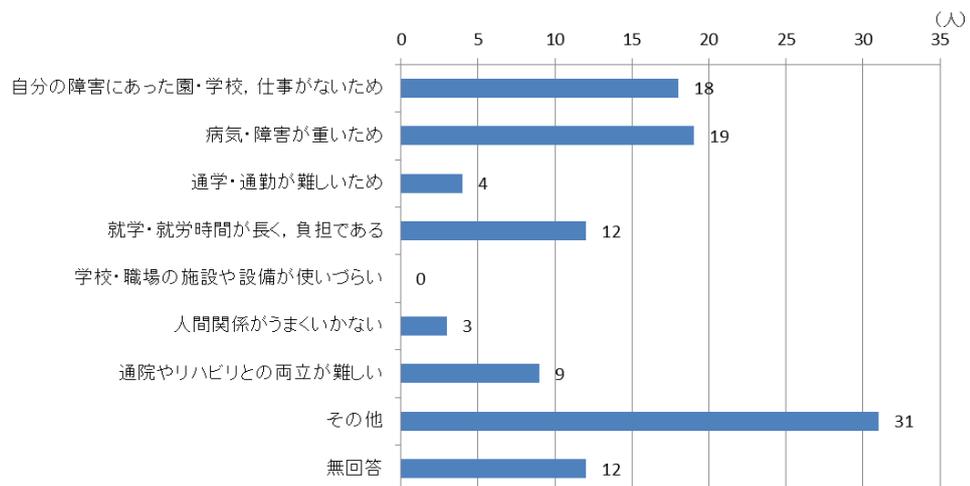
「1級～6級」の身体障害者手帳所持者が172人で最も多く、「A～B2」の療育手帳所持者が20人、「1級～3級」の精神障害者保健福祉手帳所持者が16人となっています。

⑤ 就業促進に必要なこと



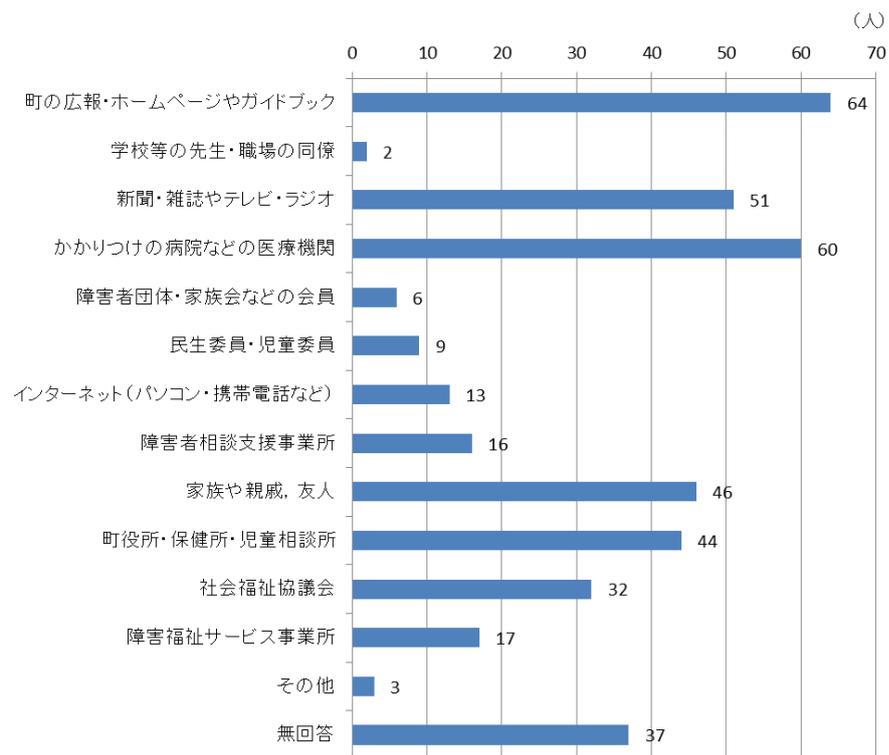
「経営者の理解」が32人で最も多く、「従業員の理解」が27人、「民間企業の雇用努力」が16人となっています。

⑥ 通学・仕事をしていない理由



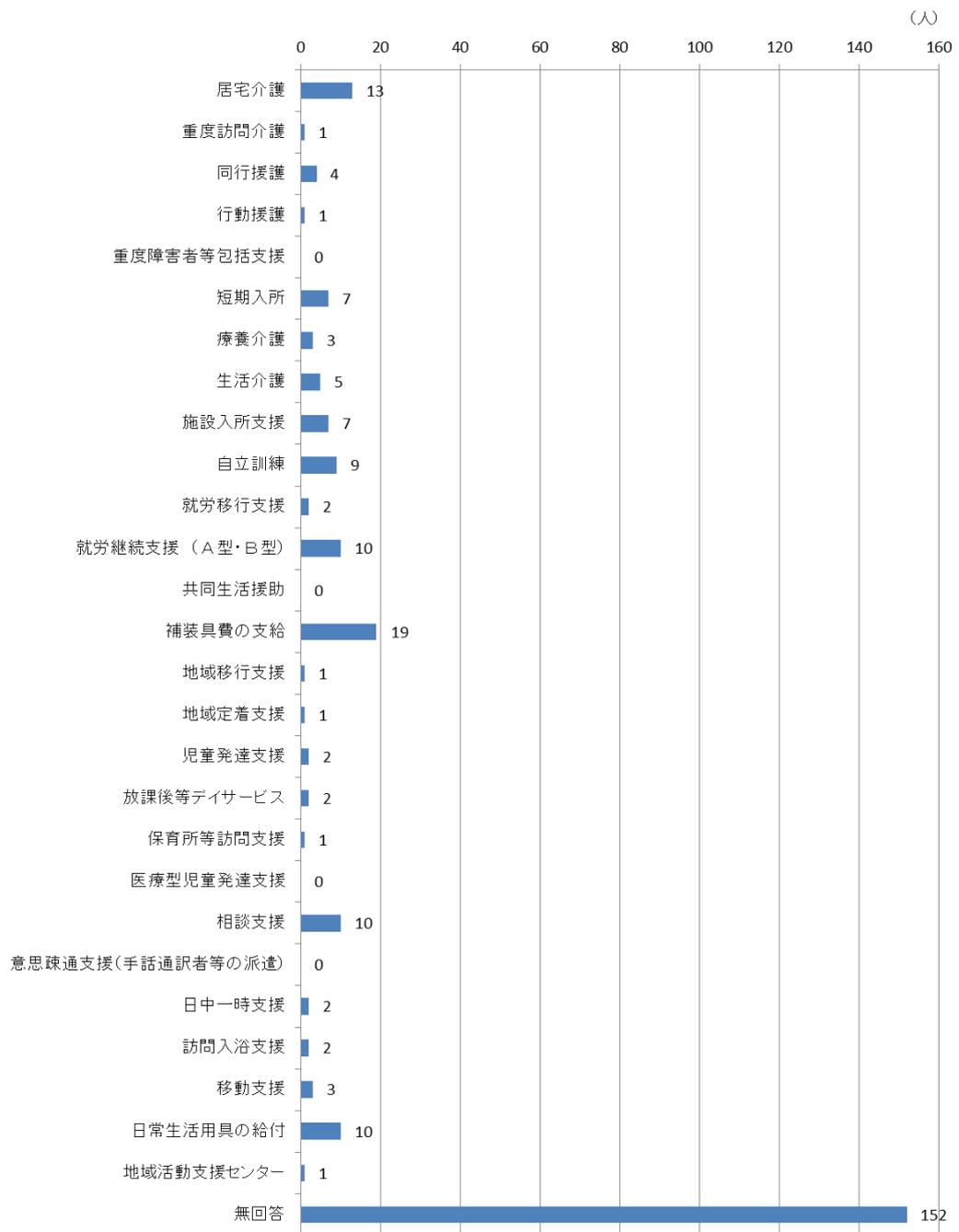
「病気・障害が重いため」が19人で最も多く、「自分の障害にあった園・学校、仕事がないため」が18人、「就学・就労時間が長く、負担である」が12人となっています。

⑦ 福祉関係情報の入手先



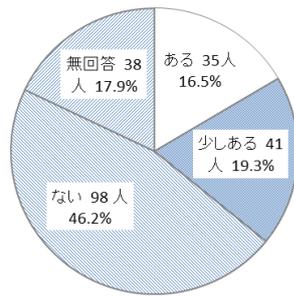
「町の広報・ホームページやガイドブック」が64人で最も多く、「かかりつけの病院などの医療機関」が60人、「新聞・雑誌やテレビ・ラジオ」が51人となっています。

⑧ 利用したことがある福祉サービス



「補装具費の支給」が19人で最も多く、「居宅介護」が13人、「就労継続支援（A型・B型）」、「相談支援」、「日常生活用具の給付」が10人となっています。

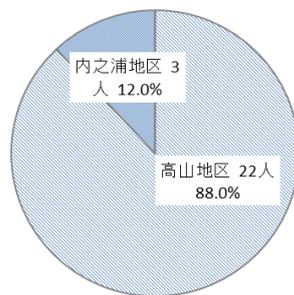
⑨ 差別をうけた経験



「ある」と「少しある」の合計が76人で35.8%を占め、「ない」が98人で46.2%となっています。

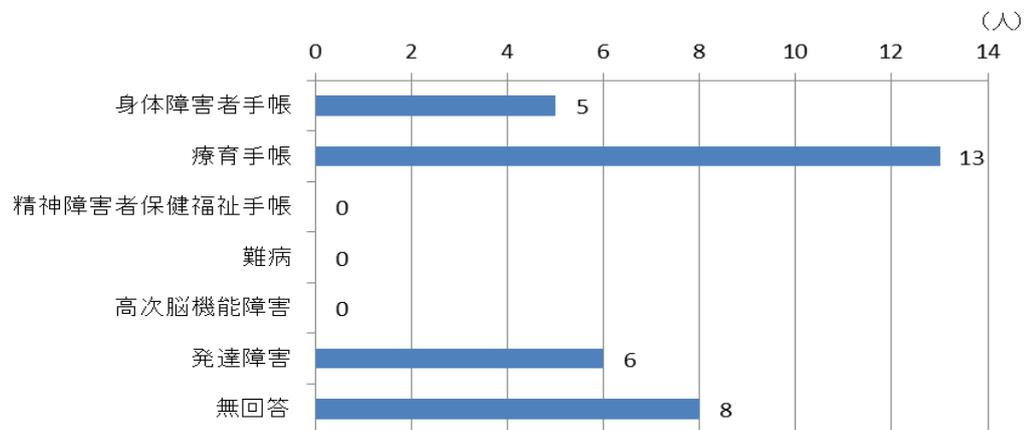
(3) 障害児（18歳未満）のアンケート概要

① 住んでいる地域



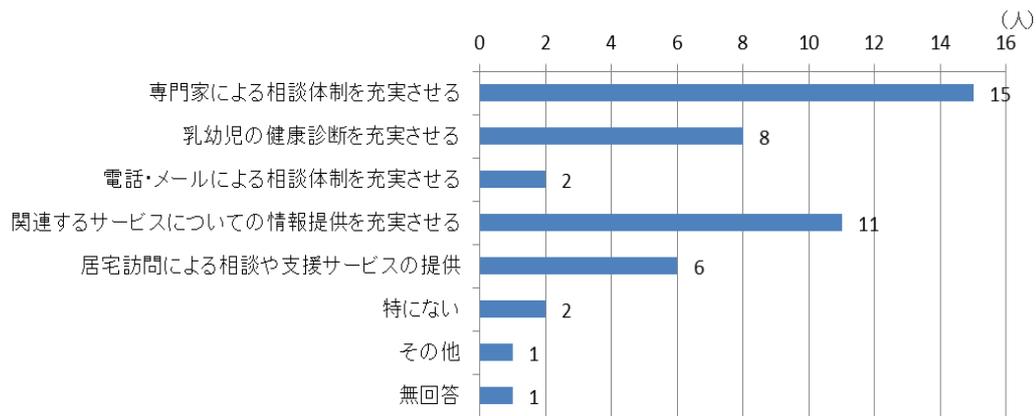
回答者の住んでいる地域は、「高山地区」が22人で88.0%、「内之浦地区」が3人で12.0%となっています。

② 障害の種類



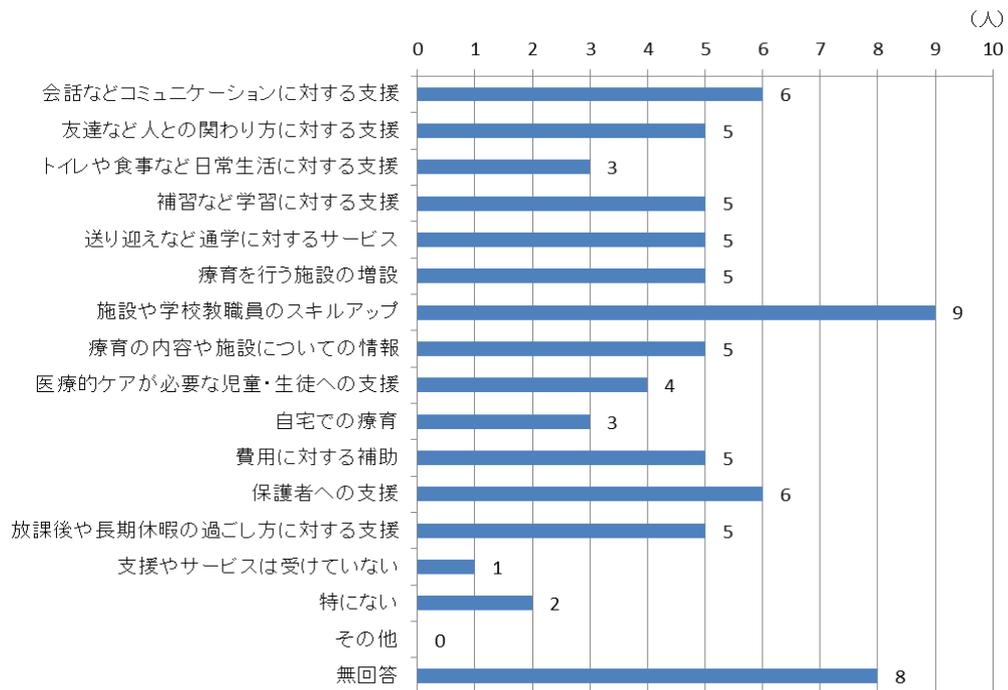
「療育手帳」が13人で最も多く、「発達障害」が6人、「身体障害者手帳」が5人となっています。

③ 支援を受けるために必要なこと



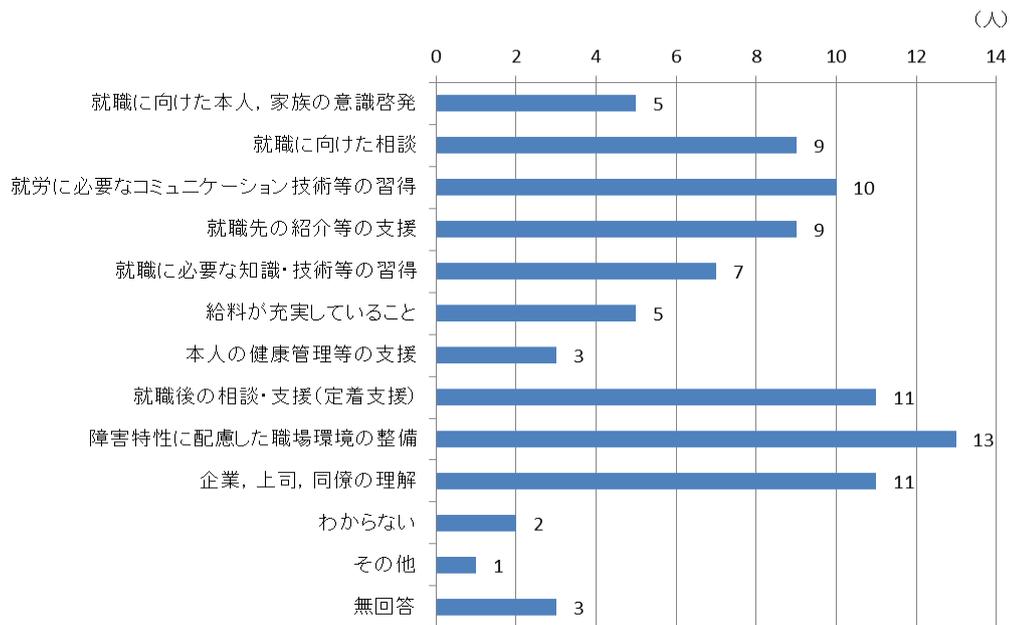
「専門家による相談体制を充実させる」が15人で最も多く、「関連するサービスについての情報提供を充実させる」が11人、「乳幼児の健康診断を充実させる」が8人となっています。

④ 教育や学校生活で充実させるべき点



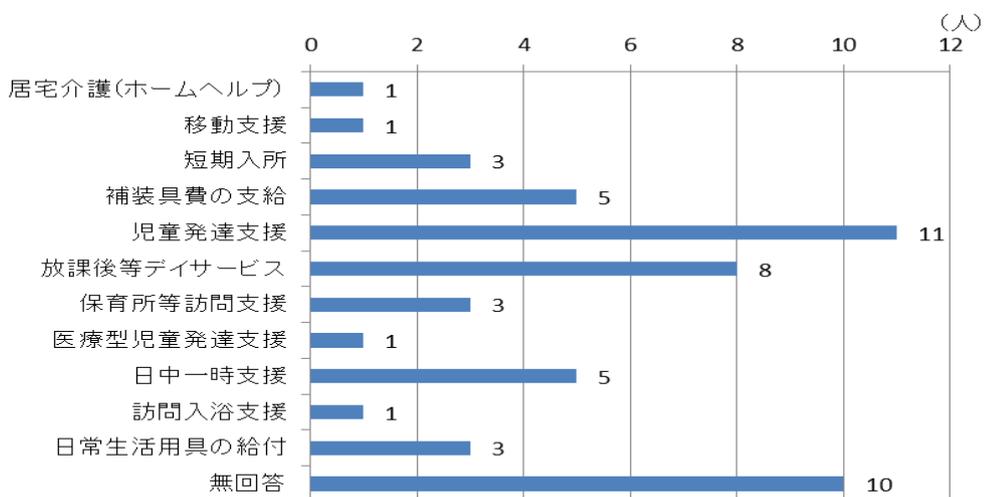
「施設や学校教職員のスキルアップ」が9人で最も多く、「会話などコミュニケーションに対する支援」、「保護者への支援」が6人となっています。

⑤ 仕事につくために重要なこと



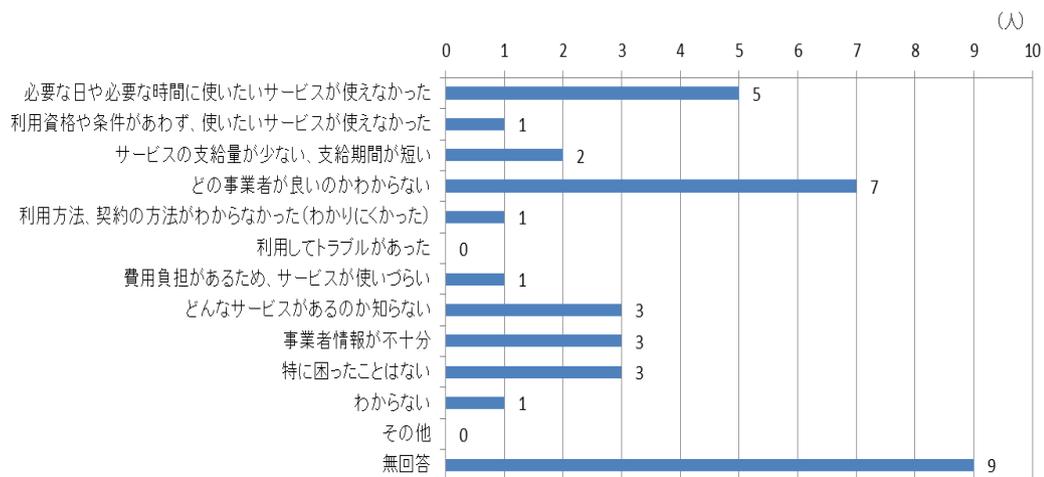
「障害特性に配慮した職場環境の整備」が13人で最も多く、「就職後の相談支援」、「企業、上司、同僚の理解」が11人となっています。

⑥ 利用したことがあるサービス



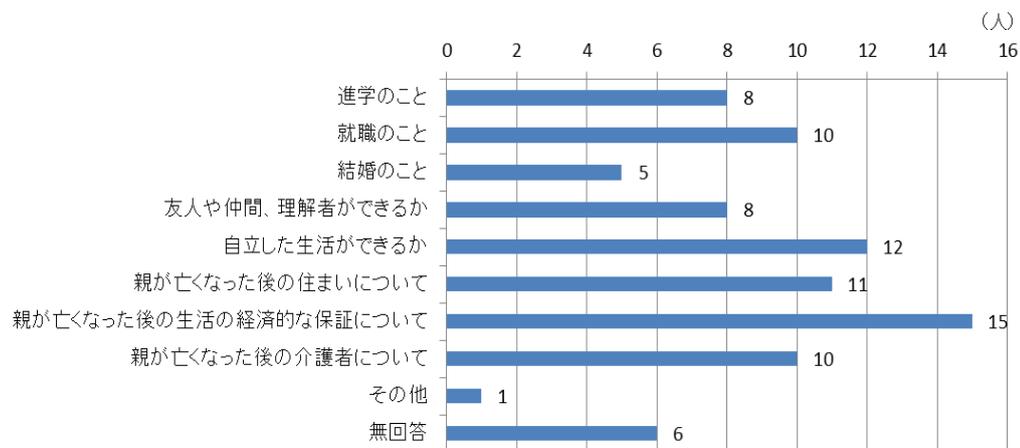
「児童発達支援」が11人で最も多く、「放課後等デイサービス」が8人、「補装具費の支給」、「日中一時支援」が5人となっています。

⑦ 困ったこと



「どの事業者が良いのかわからない」が7人で最も多く、「必要な日や必要な時間に使いたいサービスが使えなかった」が5人となっています。

⑧ 将来に不安なこと



「親が亡くなった後の生活の経済的な保証について」が15人で最も多く、「自立した生活ができるか」が12人、「親が亡くなった後の住まいについて」が11人となっています。

第3章 第5期障害福祉計画

1 計画の目標

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、第2期障害者計画の基本理念である「みんなが自立し、その人らしく生き生きと、安心して快適に共に暮らせるまち」の実現を目指すもので、その基本理念に基づく6つの主要課題、

1. 障害や障害のある人に対する理解
2. 福祉サービスの充実及び生活支援
3. 安心、安全の確保
4. 個性に応じた保育・教育
5. 自立の促進
6. 健康で安心できる保健・医療施策

に対する基本施策の達成を図ろうとするものです。

また、障害福祉計画の基本的理念である、

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援

に即して、地域で必要とされる障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成32年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込み、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 地域生活移行者数

平成 32 年度末の目標値	2 人
---------------	-----

目標値設定の考え方	国の指針と地域の実情に合わせ、平成 28 年度末時点の施設入所者数 58 人の 3.4%が地域生活へ移行することを基本とする。
国の目標値設定に当たっての指針	平成 32 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

② 施設入所者数削減

平成 32 年度末の目標値	2 人
---------------	-----

目標値設定の考え方	国の指針と地域の実情に合わせ、平成 28 年度末時点の施設入所者数 58 人の 3.4%が地域生活へ移行することを基本とする。
国の目標値設定に当たっての指針	平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）

① 圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

平成 32 年度末の目標値	1 箇所
---------------	------

目標値設定の考え方	国の指針とこれまでの実績を踏まえ設定する。
国の目標値設定に当たっての指針	平成 32 年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

平成32年度末の目標値	65歳以上…36人 65歳未満…19人
-------------	------------------------

目標値設定の考え方	鹿児島県障害福祉計画に基づき設定する。
国の目標値設定に当たっての指針	別表第四の一の項に掲げる式により算定した平成32年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した平成32年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

③ 精神病床における早期退院率

平成32年度末の目標値	下記参照
-------------	------

目標値設定の考え方	鹿児島県障害福祉計画に基づき設定する。
国の目標値設定に当たっての指針	入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84%以上とし、入院後1年時点の退院率については90%以上とすることを基本とする。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

平成32年度末の目標値	1箇所
-------------	-----

目標値設定の考え方	国の指針とこれまでの実績を踏まえ設定する。
国の目標値設定に当たっての指針	平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労する者の数

平成 32 年度末の目標値	2 人
---------------	-----

目標値設定の考え方	国の指針と地域の実情に合わせ、平成 28 年度の一般就労への移行実績 2 人の 1.0 倍とする。
国の目標値設定に当たっての指針	平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。

② 就労移行支援事業の利用者数

平成 32 年度末の目標値	18 人
---------------	------

目標値設定の考え方	国の指針と地域の実情に合わせ、平成 28 年度の利用者数の 6 人の 3.0 倍とする。
国の目標値設定に当たっての指針	平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。

③ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

平成 32 年度末の目標値	5 箇所
---------------	------

目標値設定の考え方	国の指針とこれまでの実績を踏まえ設定する。
国の目標値設定に当たっての指針	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。

④ 職場定着率

平成 32 年度末の目標値	80%以上
---------------	-------

目標値設定の考え方	国の指針とこれまでの実績を踏まえ設定する。
国の目標値設定に当たっての指針	就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等（新規）

① 児童発達支援センターの設置

平成 32 年度末の目標値	1 箇所
---------------	------

目標値設定の考え方	国の指針とこれまでの実績を踏まえ設定する。
国の目標値設定に当たっての指針	平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

平成 32 年度末の目標値	1 箇所
---------------	------

目標値設定の考え方	国の指針とこれまでの実績を踏まえ設定する。
国の目標値設定に当たっての指針	平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村に構築することを基本とする。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成 32 年度末の目標値	1 箇所
---------------	------

目標値設定の考え方	国の指針とこれまでの実績を踏まえ設定する。
国の目標値設定に当たっての指針	平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成 32 年度末の目標値	1 箇所
---------------	------

目標値設定の考え方	国の指針とこれまでの実績を踏まえ設定する。
国の目標値設定に当たっての指針	平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

3 障害福祉サービスの見込み（活動指標）

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者につき、外出時において、障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の障害者が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

④ 行動援護

障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

重度の障害者に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

表 平成29年度までの見込量と実績

項目	単位	見込量			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	時間	336	348	360	336	341	216
	人	28	29	30	34	34	25
重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間	3	3	3	4	4	1
	人	1	1	1	2	2	1
行動援護	時間	3	3	3	3	3	1
	人	1	1	1	2	2	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

※単位は1月あたり、平成29年度実績は11月1日現在

表 平成32年度までの見込量

項目	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	時間	340	340	350
	人	35	35	37
重度訪問介護	時間	0	0	0
	人	0	0	0
同行援護	時間	5	5	5
	人	3	3	3
行動援護	時間	5	5	5
	人	2	2	2
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

※単位は1月あたり

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

② 自立訓練（機能訓練）

身体障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

④ 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の仕事所に雇用されることが可能と見込まれる方につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

⑤ 就労継続支援A型

企業等に就労することが困難な方につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑥ 就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な方につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑦ 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要する方につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

⑧ 短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障害者につき、施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

※福祉型：障害者支援施設等において実施

※医療型：病院、診療所、介護老人保護施設において実施

⑨ 就労定着支援（新規）

障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施します。

表 平成29年度までの見込量と実績

項目	単位	見込量			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人日	1,596	1,638	1,680	1,553	1,818	1,563
	人	76	78	80	80	103	82
自立訓練（機能訓練）	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日	120	144	168	18	9	0
	人	5	6	7	3	2	0
就労移行支援	人日	100	100	100	43	36	28
	人	7	7	7	6	7	6
就労継続支援（A型）	人日	255	272	289	253	389	352
	人	15	16	17	19	26	27
就労継続支援（B型）	人日	758	774	790	872	951	1,152
	人	48	49	50	59	64	84
療養介護	人	8	8	8	8	8	6
短期入所（福祉型）	人日	50	50	50	56	50	57
	人	10	10	10	11	16	16
短期入所（医療型）	人日	5	5	5	0	0	0
	人	1	1	1	0	0	0

※単位は1月あたり、平成29年度実績は11月1日現在

表 平成32年度までの見込量

項目	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人日	1,820	1,850	1,870
	人	105	105	110
自立訓練（機能訓練）	人日	0	0	0
	人	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日	10	12	15
	人	2	3	3
就労移行支援	人日	40	40	45
	人	6	6	7
就労継続支援（A型）	人日	125	130	140
	人	8	8	10
就労継続支援（B型）	人日	1,200	1,210	1,250
	人	85	85	80
療養介護	人	8	8	8
短期入所（福祉型）	人日	50	50	50
	人	15	15	15
短期入所（医療型）	人日	5	5	5
	人	1	1	1
就労定着支援	人	5	5	5

※単位は1月あたり

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

② 施設入所支援

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

③ 自立生活援助（新規）

定期的に利用者の居宅を訪問し、

- ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
- ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
- ・ 体調に変化はないか、通院しているか
- ・ 地域住民との関係は良好か

などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

表 平成29年度までの見込量と実績

項目	単位	見込量			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	人	30	30	30	30	36	36
施設入所支援	人	59	55	51	62	62	63

※単位は1月あたり、平成29年度実績は11月1日現在

表 平成32年度までの見込量

項目	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助	人	35	35	35
施設入所支援	人	60	59	58
自立生活援助	人	2	2	2

※単位は1月あたり

(4) 相談支援

① 計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

② 地域移行支援

施設や精神科病院等からの退所・退院にあたり、支援施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を支援します。

③ 地域定着支援

施設や精神科病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしへの移行や、地域生活が不安定な障害者に対し、地域生活を継続していくための、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

表 平成29年度までの見込量と実績

項目	単位	見込量			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人	17	17	17	15	15	21
地域移行支援	人	1	2	3	0	0	0
地域定着支援	人	1	2	3	0	0	0

※単位は1月あたり、平成29年度実績は11月1日現在

表 平成32年度までの見込量

項目	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人	15	15	15
地域移行支援	人	1	1	3
地域定着支援	人	1	1	3

※単位は1月あたり

4 地域サービス支援事業の見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

表 平成29年度までの見込量と実績

項目	単位	見込量			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	回数	1	1	1	1	1	1

※単位は1年あたり、平成29年実績は11月1日現在

表 平成32年度までの見込量

項目	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	回数	1	1	1

※単位は1年あたり

(2) 自発的活動支援事業

障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

表 平成29年度までの見込量と実績

項目	単位	見込量			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	回数	1	1	1	0	0	0

※単位は1年あたり、平成29年実績は11月1日現在

表 平成32年度までの見込量

項目	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	回数	1	1	1

※単位は1年あたり

(3) 相談支援事業

障害者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

表 平成29年度までの見込量と実績

項目	単位	見込量			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1

※単位は1年あたり、平成29年実績は11月1日現在

表 平成32年度までの見込量

項目	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業	箇所	1	1	1

※単位は1年あたり

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障害者または精神障害者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

表 平成29年度までの見込量と実績

項目	単位	見込量			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	件数	1	1	1	0	0	0

※単位は1年あたり、平成29年実績は11月1日現在

表 平成32年度までの見込量

項目	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	件数	0	0	0

※単位は1年あたり

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

表 平成29年度までの見込量と実績

項目	単位	見込量			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度 法人後見支援事業	件数	1	1	1	0	0	0

※単位は1年あたり、平成29年実績は11月1日現在

表 平成32年度までの見込量

項目	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度 法人後見支援事業	件数	0	0	0

※単位は1年あたり

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

表 平成29年度までの見込量と実績

項目	単位	見込量			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通支援事業	件数	1	1	1	1	1	1

※単位は1年あたり、平成29年実績は11月1日現在

表 平成32年度までの見込量

項目	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
意思疎通支援事業	件数	1	1	1

※単位は1年あたり

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

表 平成29年度までの見込量と実績

項目	単位	見込量			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	件数	1	1	1	0	0	0

※単位は1年あたり、平成29年実績は11月1日現在

表 平成32年度までの見込量

項目	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	件数	0	0	0

※単位は1年あたり

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。

表 平成29年度までの見込量と実績

項目	単位	見込量			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	人	5	5	5	8	7	2

※単位は1年あたり、平成29年実績は11月1日現在

表 平成32年度までの見込量

項目	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	人	5	5	5

※単位は1年あたり

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

表 平成29年度までの見込量と実績

項目	単位	見込量			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター機能強化事業	人	35	35	35	1	1	1

※単位は1年あたり、平成29年実績は11月1日現在

表 平成32年度までの見込量

項目	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター機能強化事業	人	1	1	1

※単位は1年あたり

(10) 任意事業

① 日中一時支援事業

障害のある方のご家族の就労や一時的な休息を支援するため、障害のある方の日中における活動の場を確保します。

② 自動車改造費助成事業

身体障害者が自動車を取得し、自らが運転する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。

③ 訪問入浴サービス事業

自宅等での入浴が困難な身体に障害のある方について、居宅での入浴のための支援を行います。

5 サービス見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

今までの利用者に加え、新たな利用者も見込まれるため、利用者のニーズを的確に把握し、適切なサービスが利用できるよう努め、障害者が地域で安心して生活できるよう、サービスの適切な利用を促進します。ニーズに合った見込量の確保のため、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービスの適切な利用を図り、施設入所者の地域生活への移行を促進します。就労移行支援、就労継続支援の利用が一般就労へつながるよう、町内の企業と連携し、障害のある人の就労機会の拡大に努めます。また、一般就労に移行した障害のある人が、安定した就労生活を継続できるよう、就労生活の支援を行います。

(3) 居住系サービス

本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して、障害のある人が地域で自立して暮らしていける体制を目指し、グループホーム等の誘致・整備を促進するため、障害のある方への地域住民の理解の促進を図ります。また、ニーズに合った見込量の確保のため、町内及び近隣市町のサービス提供事業者等との連携を図ります。

(4) 相談支援

相談支援体制の関係機関の連携を強化し、制度の改正に伴う新たなニーズや多様な事例に対応できる専門的な相談支援体制の整備を目指します。障害のある人がライフステージを通して、総合的・計画的に支援を受けられることができるような相談支援及びコーディネートに関する仕組みづくりを目指します。

第4章 第1期障害児福祉計画

1 成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等（再掲）

① 児童発達支援センターの設置

平成32年度末の目標値	1箇所
-------------	-----

目標値設定の考え方	国の指針とこれまでの実績を踏まえ設定する。
国の目標値設定に当たっての指針	平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

平成32年度末の目標値	1箇所
-------------	-----

目標値設定の考え方	国の指針とこれまでの実績を踏まえ設定する。
国の目標値設定に当たっての指針	平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村に構築することを基本とする。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成32年度末の目標値	1箇所
-------------	-----

目標値設定の考え方	国の指針とこれまでの実績を踏まえ設定する。
国の目標値設定に当たっての指針	平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成 32 年度末の目標値	1 箇所
---------------	------

目標値設定の考え方	国の指針とこれまでの実績を踏まえ設定する。
国の目標値設定に当たっての指針	平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

2 障害福祉サービスの見込み（活動指標）

(1) 障害児支援

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供します。

② 放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を図ります。

③ 保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児に、その施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。

④ 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障害（肢体不自由）のある児童に対し、医療機関の設備を有した医療型児童発達支援センターや指定医療機関で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。

⑤ 障害児相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

⑥ 居宅訪問型児童発達支援（新規）

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導として、手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動等や、知識技能の付与等の支援として、絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動等を行います。

⑦ 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた定量的な目標の設定（新規）

表 平成29年度までの見込量と実績

項目	単位	見込量			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人日	6	6	6	46	69	113
	人	3	3	3	16	38	26
放課後等デイサービス	人日	110	110	110	201	197	207
	人	15	15	15	14	21	24
保育所等訪問支援	人日	3	6	9	0	9	16
	人	1	2	3	0	1	2
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	10	10	10	31	38	59

※単位は1月あたり、平成29年度実績は11月1日現在

表 平成32年度までの見込量

項目	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日	70	72	80
	人	38	36	40
放課後等デイサービス	人日	200	220	250
	人	20	22	25
保育所等訪問支援	人日	10	10	10
	人	1	1	1
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障害児相談支援	人	35	35	35
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0

※単位は1月あたり

表 平成32年度までの見込量

項目	単位	見込量		
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
保育園	人	2	2	2
認定こども園	人	0	1	1
放課後等児童健全育成事業	人	0	0	0

※単位は1年あたり

3 サービス見込量確保のための方策

支援が必要な児童に対応するため、関係機関との連携を図るなど、ニーズに合ったサービス提供体制の整備とサービスの質の向上に努めます。

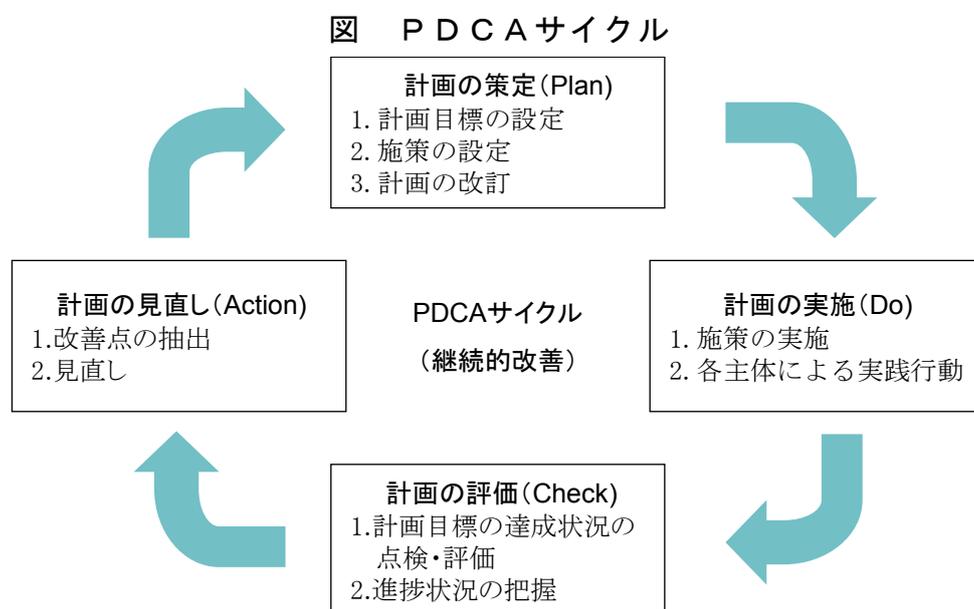
第5章 計画の推進体制

1 計画推進のために

障害のある方に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等にわたるため、計画の実施は、障害者やその家族、障害者団体、サービス事業者等との連携はもちろん、障害福祉圏域における広域連携を図りながら十分なサービス提供に努める必要があります。医療や就労、介護保険制度等との連携・調整をはじめ、国・県との対応が必要な事項については、国・県の関係各機関との情報交換や必要な要請を行います。また、庁内においては、各施策を担当部署との連携により実施することとします。

2 計画の点検・管理体制

成果目標を設定し、その達成に向けて活動指標を定め、PDCAサイクルにより達成状況を評価していくこととします。評価にあたっては、実施状況や利用状況の量的な確認のほか、事業実施に際しての問題点や効果等、質的な事項も取り上げ、効果や課題を総合的にとらえるよう努め、事業のさらなる改善や計画の見直しにつなげていきます。



資料編

1 相談支援

■ 肝属地区障がい者基幹相談支援センター

肝属地区の2市4町では、「肝属地区障がい者基幹相談支援センター」を設置して、困っていることや悩んでいることなど障害に関する各種相談に対する支援を行っています。

所在地	鹿屋市向江町 29-2（鹿屋市社会福祉会館内）	
相談先	身体障害に関する相談	0994-35-4801
	知的障害、児童に関する相談	0994-35-4802
	精神障害に関する相談	0994-35-4803
開所時間	平日：午前8時30分から午後5時まで （正午から午後1時までは昼休み） 土曜日：午前8時30分から正午まで（電話相談のみ）	
休館日	日曜日、祝祭日、年末年始	

肝属地区障がい者基幹相談支援センターでは、肝属地区の2市4町での巡回相談を行っています。障害に関する相談なら何でも結構です。

会場 時間	内之浦地区	内之浦総合支所 午前10時～正午
	高山地区	肝付町役場本庁 午後1時30分～午後3時30分
実施日	年4回実施予定（詳細については福祉課に確認してください） ※実施日の前日および当日に町内放送をします	

■ おおすみ障害者就業・生活支援センター

障害のある方が、地域で安心して働き暮らしていけるよう、仕事に関することや日常生活に関することへの支援や、雇用される事業主への助言などを行います。

所在地	鹿屋市向江町 29-2（鹿屋市社会福祉館内）	
相談先	障害のある方に関する就労全般 電話：0994-35-0811	
相談受付	平日：午前8時30分から午後5時まで（平日のみ）	

■ 障害者 110 番

障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）並びにその家族の日常生活における不安や悩みに対応するために、県の委託を受けて社会福祉法人：鹿児島県身体障害者福祉協会が常設の相談窓口（障害者 110 番）を設置しています。

所在地	鹿児島市小野 1 丁目 1 番 1 号ハートピアかごしま 3 階 (鹿児島県身体障害者福祉協会内)
相談先	障害のある方に関すること全般 電話：099-228-6000 (FAX 兼用)
相談窓口 設置時間	月曜日～金曜日：午前 9 時～午後 5 時 第 1・第 3 日曜日：午前 10 時～午後 4 時 ※ただし、土曜日、第 2・第 4・第 5 日曜日、日曜開設日の翌日、 祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日は休み
弁護士の 面接相談	第 3 水曜日：午後 2 時～午後 4 時 ※予約が必要です

■ 肝属地区障がい者虐待防止センター

肝属地区の 2 市 4 町では、肝属地区障がい者基幹相談支援センター内に、「肝属地区障がい者虐待防止センター」を設置して、障がい者虐待に関する各種相談に対する支援を行っています。

2 障害者手帳

■ 手帳の種類

障害者手帳の所持者は、障害の種類や程度に応じて、各種福祉制度の利用や援助を受けることができます。

※対象者や割引率など、地域や事業者ごとに異なる場合がありますので、各販売窓口や乗務員にご確認ください。

種類	対象者	障害の程度
身体障害者手帳	身体に一定以上の障害がある方	1級～6級（7級は交付対象外）
療育手帳	知的障害と判定された方	A1、A2、B1、B2
精神障害者保健福祉手帳	一定以上の精神障害の状態にあると認定された方	1級～3級

■ 申請方法

福祉課（本庁）または町民生活課（内之浦総合支所）、岸良出張所に次の書類等を提出してください。申請書や診断書は指定様式があり、役場窓口で配布しています。詳しくはお問い合わせください。

手帳の種類	申請に必要なもの
身体障害者手帳	<p>○新規申請、障害程度の変更や障害の追加または紛失や破損による再交付申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付（再交付）申請書 ・個人番号（マイナンバー）カードまたは個人番号通知カード ・診断書・意見書（県知事指定医により記入されたもの） →身体障害者手帳の申請に必要な診断書・意見書様式 ・印鑑（インク内蔵型などの朱肉不要印鑑は不可） ・写真1枚（上半身脱帽、縦4cm×横3cm、1年以内に撮影） <p>※再交付申請の場合、手帳も必要です。診断書・意見書は不要です。</p> <p>○再認定</p> <p>再認定が必要と認められたかたには、再認定期限の約2ヶ月前までに通知を行いますので、期限までに再認定の申請を行ってください。</p>
療育手帳	<p>○新規申請、紛失や破損による再交付申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付（再交付）申請書 ・印鑑（インク内蔵型などの朱肉不要印鑑は不可） ・写真1枚（上半身脱帽、縦4cm×横3cm、6か月以内に撮影） <p>※新規申請の場合、県の判定機関（大隅児童相談所または鹿児島知的</p>

	<p>障害者更生相談所) で事前に判定を受ける必要があるため、電話で判定を受ける日程の予約を行ってください。</p> <p>※再交付申請の場合、手帳も必要です。診断書・意見書は不要です。</p> <p>○再判定</p> <p>再判定を必要とするかたの手帳には、次の判定年月日が記載されています。</p> <p>次の判定年月日までに県の判定機関（大隅児童相談所または鹿児島知的障害者更生相談所）へ電話連絡して、再判定の予約を行ってください。</p> <p>○鹿児島県の判定機関</p> <p>[大隅児童相談所]</p> <p>所在地：鹿屋市打馬 2-16-6（県鹿屋合同庁舎）電話：0994-43-7011</p> <p>[鹿児島知的障害者更生相談所]</p> <p>所在地：鹿児島市桜ヶ丘 6-12 電話：099-264-3003</p>
<p>精神障害者 保健福祉手帳</p>	<p>○新規申請、更新や変更または紛失や破損による再交付申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳申請書 ・個人番号（マイナンバー）カードまたは個人番号通知カード ・印鑑（インク内蔵型などの朱肉不要印鑑は不可） ・写真1枚（上半身脱帽、縦4cm×横3cm、1年以内に撮影） ・診断書（精神障害者保健福祉手帳用） <p>※精神障害を支給事由とする年金を受けているかたは、診断書の代わりに年金証書の写し等で手続きができます。</p> <p>※再交付申請の場合、手帳も必要です。診断書は不要です。</p> <p>○更新申請</p> <p>2年毎に更新手続きが必要です。更新は新規申請と同様の手続になります。</p> <p>※有効期限の3ヶ月前から更新手続きを行うことができます。</p>

下記の場合、福祉課（本庁）または町民生活課（内之浦総合支所）、岸良出張所に届け出てください。

○ 住所・氏名等変更

住所（町内転居による変更を含む）、氏名（婚姻等による変更を含む）、保護者の変更がある場合、障害者手帳と印鑑を持参して届け出てください。

町外へ転出する場合（障害者支援施設等への入所を除く）、転出先の市区町村窓口へ届け出て障害者手帳の住所変更等を行ってください。

○ 本人死亡、再認定の判定等で「非該当」

障害者手帳と印鑑（本人死亡の場合、届出者の印鑑）を持参し、返還を届け出てください。

3 福祉用具等

■ 補装具費の支給

身体の障害を補完・代替するための用具（補装具）の購入または修理に要する費用の全部または一部を支給します。世帯の課税状況等により、自己負担があります。

【対象種目】

障害部位により対象となる種目が限られますので、お持ちの障害者手帳（身体障害）をご確認ください。

障害別	補装具種目
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由 【障害児のみ】	義手、義足、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす（内部障害を含む）、歩行器、歩行補助つえ（一本つえ以外）、重度障害者用意志伝達装置（座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具）

【申請窓口】

福祉課（本庁）または町民生活課（内之浦総合支所）、岸良出張所

【申請に必要なもの】

- ・補装具費（購入・修理）支給申請書
- ・個人番号（マイナンバー）カードまたは個人番号通知カード
- ・医師による処方意見書
※役場窓口にて受取りください。修理の場合は不要です
- ・印鑑（朱肉を必要とするもの）
- ・補装具製作業者による見積書
- ・身体障害者手帳
- ・町県民税課税台帳記載事項証明書（世帯用）
※役場税務課または内之浦総合支所町民生活課にて発行
- ・源泉徴収票（給与支払報告書）または確定申告書の写し
※町県民税課税台帳記載事項証明書に所得割が課されている同世帯血族がいる場合のみ
- ・その他、保険証・年金証書等の提出を求める場合があります

【注意事項】

- ・購入または修理を行う前に申請が必要です。
- ・車いす、電動車いす、歩行補助つえ、歩行器については、介護保険の制度が優先されます。

■ 日常生活用具の給付

障害者（児）の日常生活を容易または便利にするために、必要な用具を給付または住宅改修費の助成を行います。ただし、障害部位及び程度により給付できる用具が異なります。世帯の課税状況等により、自己負担があります。

【対象種目】

障害部位により対象となる種目が限られますので、お持ちの障害者手帳をご確認ください。

【申請窓口】

福祉課（本庁）または町民生活課（内之浦総合支所）、岸良出張所

【申請に必要なもの】

- ・ 日常生活用具給付申請書（または住宅改修費給付申請書）
- ・ 障害者手帳
- ・ 印鑑（朱肉を必要とするもの）
- ・ 用具の見積書
- ・ 用具のカタログ（金額のわかるもの）
- ・ 町県民税課税台帳記載事項証明書
- ・ その他（必要に応じ医師意見書）

【注意事項】

- ・ 購入の前に申請が必要です。
- ・ 介護保険の認定を受けている方は、介護保険制度による貸与が優先されます。

4 肝付町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

平成 25 年 4 月 1 日から障害者優先調達推進法(正式名称：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)が施行されたことに伴い、肝付町において、同法第 9 条に基づき、物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針を策定しました。

肝付町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として策定する。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、町のすべての機関が発注する物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく施設等
 - ア 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設)
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- (2) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)に基づき、国、地方公共団体から助成を受けている小規模作業所

- (3) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（次の要件をすべて満たす事業所）
 - ① 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の 20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象とする物品等

障害者就労施設等が受注することが可能なすべての物品等とする。

6 調達の推進方法

- (1) 年度ごとに、前年度の物品等の調達実績等を勘案して、当該年度に調達する物品等の目標を設定する。
- (2) 各所属が調達を円滑に進めることができるよう、福祉課は、障害者就労施設等が受注可能な物品等に係る情報を収集し、各所属に提供する。
- (3) 各所属は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び肝付町契約規則（平成 17 年規則第 30 号）等の規定に基づき、予算の適正な執行に留意しつつ、随意契約による調達の推進に努める。

7 調達実績の集計及び公表

本方針に基づく物品等の調達実績は、当該年度終了後速やかに集計するとともに、町ホームページにより公表する。

8 調達の目標

各年度の障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実を上回ることを目標とする。

9 その他

- (1) 障害者就労施設等への発注においては、納期や納入条件等の設定について当該施設等の受注能力等に充分配慮する。
- (2) 職員個人や町民等からの物品等の調達推進にも資するよう、障害者就労施設等が受注可能な物品等の情報を、町ホームページ等を活用し発信する。

附則

本方針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。



肝付町 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

肝付町 福祉課

〒893-1207鹿児島県肝属郡肝付町新富98

TEL:0994-65-2511 FAX:0994-65-2517